

中小企業経営と消費税

これだけはやっておきたい！ 平成26年4月からの税率変更事前対策

マネーコンシェルジュ税理士法人 今村 仁

第2回 消費税特需は、事業年度変更と変動費の活用がポイントです！

特需には固定費ではなく変動費で対応

平成9年の消費税増税時と同様に、今回の2段階の消費税率アップ前及びそれぞれの経過措置（前回参照）期日前においても、いわゆる駆け込み特需＝消費税特需が予想されます。ソフトウェア会社などでは、会計ソフトやレジなどを増税後の消費税率に対応するようにしないとイケませんので、増税までの間にかなりの仕事量が日本全体で必要になるものと思われます。また、住宅や自動車など高額商品を売買しているような会社やリース会社、家電業界なども、消費者は消費税率がなるべく低いうちに購入・契約をしておきたいと考えるでしょうから、一時的な大幅特需が予想されます。他にも、一般的な小売業やサービス業でも、たった1日の違いで、例えば同じ税抜き5万円の商品やサービスの金額が52,500円から54,000円と1,500円も増

加するのですから、駆け込み特需の影響は少なからずあるでしょう。

とはいえ、特需はあくまで特需ですから、その後には沈静化します。ということは、当然のことではありますが、「特需に対しては、固定費を増加させるのではなく変動費で対応する」ことが重要です。今ぐらいから徐々に注文が増加してきている場合、それが消費税特需の影響かそうでないのかを見極める必要があります。特に何も工夫をしていないのに売上げが上がっているような場合は、通常は消費税特需の可能性が高いと思われます。こういったときに、安易に人を雇い入れたり、設備を購入したりして、固定費である人件費や減価償却費を増加させないようにしましょう。

事業年度変更も要検討

特需が終わると、一般的には売上げは急減します。住宅などの高額商品を取り扱っている会社で特需による売上げ増加が大きかった業種ほど、特需後の売上げ減少はより大きいでしょう（住宅ローン減税の拡充などの手当てはありますが）。

ということは、消費税の税率アップ（又は経過措置）期日を挟んで売上げが急増そして急減する可能性があるということです。今回の改正では、一般的には3月末や9月末に特需が発生することが予想されます。

こういったときに、その急増減する利益に対して課税される法人税対策として「3月末の決算時期を12月末に変更する」という「事業年度変更」というものがあります。このように事業年度変更を行うと、下の図にあるように今期の決算は「平成25年4月1日から平成25年12月31日の9か月」となります。ちなみに、来期は「平成26年1月1日から平成26年12月31日の1年間」となります。

特需による急な利益が計上される前に決算を迎えることによって、今期の決算においては納税額の急激な変化は抑えられます。そして、来期は特需とその後の冷え込みがうまく作用し、今期同様、納税額の急激な変化は抑えられるでしょう。

この事業年度変更をするためには、株主総会において特別決議を行い定款変更を実施する必要があります。登記事項ではないため特段費用が発生するものではありません。

ただし、事業年度変更は、事業を継続していくうえで重要な事柄ですので、目先の税金のためだけでなく会社経営トータルでご判断ください。

また、この消費税特需期間中は、中小企業の利益や税金に大きく影響する「役員報酬の設定」を慎重に行うことも合わせて覚えておいてください。

この話が経営者の皆様の経営の一助となれば幸いです。

